別記第４０号様式（第４５条の６関係）

麻薬向精神薬原料事故届

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業 務 届 出 年 月 日 | | 年　　　月　　　日 | |
| 営　業　者　の　種　類 | |  | |
| 麻薬等原料営業所 | 所在地 |  | |
| 名　称 |  | |
| 事故が生じた  麻薬向精神薬原料 | | 品　　　　　名 | 数　　　　　量 |
|  |  |
| 事故発生の状況  （事故発生年月日、  場所、事故の種類） | |  | |
| 上記のとおり、事故が発生したので、届け出ます。  　　　　　　年　　　月　　　日  　　　住　　所    　大阪府知事　殿 | | | |

１．留意事項

（１）届出期限：事由が生じた日から速やかに届け出ること。

　　　　　　　　概ね、事故発生当日、又は翌日に届け出ること。

（２）特定麻薬等原料卸小売業者は、その所有する麻薬向精神薬原料（適用除外等対象麻薬向精神薬原料を除く）につき次表の数量以上の盗取（盗難）・所在不明（紛失、亡失等所在を見失うこと）その他の事故（強奪、脅取、詐取等）が生じた場合には、速やかに届け出ること。

　　　　特に、盗難・強奪・脅取・詐取が明らかな場合は、次表の数量に関係なく速やかに事故届を提出するとともに、最寄りの警察署にも通報すること。

　　　　なお、運搬車両の事故による流出、火災による焼失等物理的に存在を失った場合は届出の必要はないが、その旨を記録しておくこと。

|  |  |
| --- | --- |
| アセトン及びこれを含有する物 | アセトン150kgを含有する量 |
| アントラニル酸、その塩類及びこれらを含有する物 | アントラニル酸として30kgを含有する量 |
| エチルエーテル及びこれを含有する物 | エチルエーテル140kgを含有する量 |
| エルゴタミン、その塩類及びこれらを含有する物 | エルゴタミンとして20gを含有する量 |
| エルゴメトリン、その塩類及びこれらを含有する物 | エルゴメトリンとして10gを含有する量 |
| ピペリジン、その塩類及びこれらを含有する物 | ピペリジンとして500gを含有する量 |
| 無水酢酸及びこれを含有する物 | 無水酢酸210kgを含有する量 |
| リゼルギン酸、その塩類及びこれらを含有する物 | リゼルギン酸として10gを含有する量 |
| N―アセチルアントラニル酸、その塩類及びこれらを含有する物 | N―アセチルアントラニル酸として40kgを含有する量 |
| イソサフロール及びこれを含有する物 | イソサフロール4kgを含有する量 |
| 塩酸及びこれを含有する物 | 塩化水素20kgを含有する量 |
| 過マンガン酸カリウム及びこれを含有する物 | 過マンガン酸カリウム55kgを含有する量 |
| サフロール及びこれを含有する物 | サフロール4kgを含有する量 |
| トルエン及びこれを含有する物 | トルエン170kgを含有する量 |
| ピペロナール及びこれを含有する物 | ピペロナール4kgを含有する量 |
| メチルエチルケトン及びこれを含有する物 | メチルエチルケトン160kgを含有する量 |
| 3・4－メチレンジオキシフェニルー２－プロパン | 3・4－メチレンジオキシフェニルー２－プロパン4kgを含有する量 |
| 硫酸及びこれを含有する量 | 硫酸20kgを含有する量 |

（３）届出義務者

　　　　特定麻薬等原料卸小売業者

　　　　ただし、申請者が法人又は団体の場合は施設の長（営業所長・工場長等）でも可

２．記載上の注意

（１）「業務届出年月日」欄には特定麻薬等原料卸小売業者の業務届を提出した年月日を記載すること。

（２）「営業者の種類」欄には、「特定麻薬等原料卸小売業者」と記載すること。

（３）「事故が生じた麻薬向精神薬原料品名」欄には、品名及び含有量（又は容量）を記載し、同じ品名であっても含有量がことなれば別品目として記載すること。

　　　　また、倍散・倍液・配合酸については、原末に換算することなく配合内容を明記し、それぞれ別品目として記載すること。

（４）「事故発生の状況」欄については、

　　１）事故発生年月日、時刻

　　２）事故発生場所

　　３）事故の種類（滅失・盗失・所在不明・その他の事故の別を記載すること。）

　　４）麻薬向精神薬原料の取扱状況及び保管状況

　　５）事故の経緯及び原因

　　６）今後の対策

　　等をできるだけ詳細に記載すること。

　　　なお、「事故発生の状況」欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

（５）「住所・氏名」欄には、申請者が法人又は団体の場合は登記された本社の所在地、名称、代表者の氏名を記載すること。

　　　　なお、申請者が法人又は団体で施設の長名で届け出る場合は、その施設の所在地、名称、施設の長の役職及び氏名を記載すること。

３．提出部数

　　　麻薬等原料営業所が大阪市、堺市、東大阪市にある場合は1部を大阪府健康医療部生活衛生室薬務課へ、その他の場合は1部をその地域を所管する大阪府保健所の薬事課へ提出すること。